

業務用自動車賃貸借契約書

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。)
とは、下記の条項による自動車の賃貸借に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

(賃貸借物件)

第2条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃貸する。

ただし、自動車の登録番号及び車台番号は、納車後に確定するものとする。

(1)車名及び年式	
(2)登録番号	
(3)車台番号	
(4)塗料	
(5)数量	1
(6)付属品	車両仕様書の記載内容のとおり

2 契約締結時に納車ができない事由等が生じた場合は、甲は乙に対し、代車を提供しなければならない。

(賃貸借期間)

第3条 契約期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(車両の引渡及び瑕疵)

第4条 車両の引き渡しは、甲乙双方立会いのもと、装備、外観、その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認し、行うものとする。

2 車両に瑕疵ある場合は、甲が乙に対して改善の要求を行うことができる。その場合、乙は誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

3 引き渡しの後の車両の隠れたる瑕疵については、乙が責任をもって購入先との補償等について交渉するものとする。

(車両の原状変更等)

第5条 甲は次の場合事前に書面で乙の承諾を得なければならない。

(1) 車両の原状の変更をする時

(2) 車両の使用の本拠地の変更及び保管場所の変更

(賃貸借料金)

第6条 車両の賃貸借料は、総額 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円) とし、月額 円 (消費税込) とする。

- 2 賃貸借料金の計算期間は各月の初日から月末までの1カ月とし、乙は毎月末日において甲の指定する者の確認を受けて、当該料金を甲に対して請求するものとする。
- 3 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(消費税額等)

- 第7条 甲は、賃貸借料に係わる消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。
- 2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
 - 3 支払い方法については、第8条に基づき支払うものとする。

(賃貸借料金の支払)

- 第8条 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。
- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

- 第9条 契約金額の100分の10以上とする。
- ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の項目に該当する場合は免除とする。

(費用負担)

- 第10条 賃貸借車両に係る公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

- 第11条 乙は、この契約の期間、賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。
- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
 - (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
 - (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
 - (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリーを含む）
- 2 前項の定期点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。
ただし、緊急時等これにより難い場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。
 - 3 メンテナンスの詳細については、別途乙が発行するドライバーズガイドブック及びメンテナンスサービスカードの定めによるものとする。

(甲の修理費負担)

- 第12条 前条第1項にかかわらず次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。
- (1) 甲の故意または重大な過失に起因する修理に要する費用
 - (2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(代車の提供)

第13条 乙が前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に代車を無償で提供するものとする。

(車両の保険)

第14条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、車両仕様にに基づき自動車保険契約を締結するものとする。

2 自動車保険付保内容については別紙参照

(車両の滅失等)

第15条 車両が滅失または盗難に遭い回収の見込みがない時、または損傷して修理不能となった時、甲は、直ちに乙に報告するものとする。

(賃借権譲渡等の禁止)

第16条 甲は、賃貸借車両について、賃貸借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(期間満了及び再リース)

第17条 車両の期間満了までに甲から再リースの意思表示があった場合は、再リース契約により継続することが出来る。

2 再リース契約を締結しない場合は、甲は、期間満了日までに直ちに乙の指定する場所に車両を返還しなければならない。

3 車両返還が遅滞した場合は、甲は遅滞に対して応じた賃貸借料を乙に支払わなければならない。

4 返還の際、車両の原状が契約期間中の自然損耗以外に引渡の時と異なる時は甲の責任で車両を原状に回復しなければならない。但し、第5条第1項第1号により乙の承諾を得て実施した原状変更についてはこの限りではない。

(甲の報告義務)

第18条 甲は借用車両の使用及び維持管理について本契約上、必要と思われる事項については、すべて乙に報告し、乙の指示を受けるものとする。

(乙の権利)

第19条 乙は貸与車両に乙の所有であることの表示をすることが出来る。

2 乙又は乙の代理人は、貸与車両をその保管場所において点検することができる。

(契約の解除)

第20条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

(案)

- 3 前項の場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責を負わない。
- 4 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(裁判管轄)

第21条 この契約に関して紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じた場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 沖縄県糸満市字真壁820番地
沖縄県農業研究センター
所長名

乙